

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

以下のとおり、テキストに誤りがございましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2024過去問テキスト 訂正情報

労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
25	問題70 (R04-5B) の解説、上から3行目	9月1日から9月15日まで	9月2日から9月15日まで	23/9/14
81	問題206 (H29-4E) の解説、上から1~2行目	平11.3.31基発168号ほか。設問のとおりである。本設問は、本社一括届出の問題である。本社において社長と当該	平11.3.31基発168号ほか。設問は各支店ごとに届出を行うケースであり、設問のとおりである。なお、本社において社長と当該	23/11/10
	問題207 (R04-3E) の解説、上から1~4行目	36協定は、事業場単位で締結し、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出ることとされているが、一定の要件を満たす場合は、各事業場の36協定を、本社の使用者が一括して届け出ることができる。	なお、36協定は、事業場単位で締結し、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出ることとされているが、一定の要件を満たす場合は、各事業場の36協定を、本社の使用者が一括して届け出ることもできる。	
116 117	問題291 (H30-7E) の問題及び正誤及び解説	誤：第13章寄宿舎の問題として掲載されている (解説1行目) 法104条の2ほか。	正：問題291 (H30-7E) を114-115頁（第12章就業規則）の末尾へ移動、第13章寄宿舎については「該当問題なし」とする (解説1行目) 法92条2項。	23/10/10
118	問293 (R01-7B) の問題、2~3行目	②書面を交付すること、③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、	②書面を交付すること、③使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、	24/7/17

労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
9	問題18 (R03-9) の解説、イの(c)	(c) 康診断の実施	(c) 健康診断の実施	24/2/15

労働者災害補償保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
85	問題186 (R04-2C) の解説、上から 3 ~ 5 行目	学する者は月額14,000円、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に在学する者は月額18,000円（ただし、通信制課程に在学する者にあっては、月額15,000円）とされる。	学する者は月額15,000円、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に在学する者は月額20,000円（ただし、通信制課程に在学する者にあっては、月額17,000円）とされる。	24/1/15

雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
26	問題68 (H28-3イ) の問題、4 行目	あわせた期間に求職活動を原則 3 回以上行った実績を	あわせた期間に求職活動を原則 3 回以上（給付制限期間が 2 か月の場合は、原則 2 回以上）行った実績を	24/7/17
43	問題108 (H27-2E) の解説、上から 6 ~ 7 行目	2. 法第33条第 1 項の正当な理由、そのため設問の者が、正当な理由なく	2. 正当な理由のある自己都合により離職した者 そのため設問の者が、正当な理由なく	23/11/10
73	問題187 (R01-6C) の解説、上から 1 ~ 4 行目	冠婚葬祭等の私事により欠勤したこと で賃金の減額が行われた場合のみなし 賃金日額は、実際に支払われた賃金額 に、当該減額された賃金が支払われた ものとみなして算定した賃金額を加え た額とする。	設問の、冠婚葬祭等の私事により欠勤 したことで賃金の減額の対象となった 日がある場合については、実際に支払 われた賃金額に、当該減額された賃金 が支払われたものとみなして算定した 賃金額を加えた額が「みなし賃金額」 となる。なお、「みなし賃金日額」とは、 被保険者が60歳に達した日等を受給資 格に係る離職の日とみなして算定され ることとなる賃金日額に相当する額の ことをいう。	23/11/10
83	問題204 (R03-7) のBの解説	法61条の 4 第 4 項。「休業開始時賃金日額」とは、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、「当該被保険者が育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして算定される」こととなる賃金日額に相当する額をいう。	法61条の 7 第 6 項、行政手引59535。休業開始時賃金日額の算定に当たっては、賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの間を 1 か月として算定し、当該 1 か月間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月を完全賃金月として、休業開始時点から遡って直近の完全賃金月 6 か月の間に支払われた賃金の総額を 180 で除して得た額を算定することとされ ている。	23/12/12
	問題204 (R03-7) のCの解説、上から 1 行目	法61条の 4 第 5 項。	法61条の 7 第 6 項。	23/12/12
93	問題232 (R02-5A) の解説、上から 1 行目	法52条の 3。	法52条 1 項 3 号。	23/12/12

労働保険徴収法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
61	問題135 (R03-雇10) のC の解説、上から 2 行目	令和 3 年度の保険料算定基礎額の見込額（3,500 万円）	令和 3 年度の保険料算定基礎額の見込額（3,600 万円）	24/1/15
73	問題156 (H30-災10) のB の解説、上から 1 行目	則38条 1 項、2 項 6 号。	則38条 1 項、2 項 7 号。	24/1/15

健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
21	問題58 (H29-9ウ) の解説、上から 8 ~ 11行目	④所定労働時間以外の日の労働に対して支払われる賃金 ⑤深夜労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の計算の額を超える部分 ⑥最低賃金において参入しないことを定める賃金	④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金 ⑤深夜労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の計算の額を超える部分 ⑥最低賃金において算入しないことを定める賃金	24/1/15
57	問題163 (R04-7D) の正誤	○	×	24/1/15
69	問題188 (R03-2C改) の解説、上から 2 行目	日雇特例被保険者に係る法153条に規定する費用等についても、国庫補助が行われている。	日雇特例被保険者に係る法153条に規定する費用等については、国庫補助が行われている。	24/2/15
123	問題331 (H26-10E改) の解説、下から 1 ~ 3 行目	(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる)	(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる)	24/2/15
172	問題 2 (H27-選改) の解説、上から 3 ~ 4 行目	「達する日属する月の翌月」まで正確に理解しているできているか。	「達する日の属する月の翌月」まで正確に理解できているか。	24/1/15

国民年金法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
51	問題148 (H29-4E) の解説、上から 1 行目	法84条ほか。	法94条。	24/3/14

厚生年金保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
47	問題115 (H29-8B) の解説、上から 5 行目	6月1日の翌日から起算して	6月1日から起算して	24/5/15
53	問題131 (H28-6B) の解説、上から 4 行目	算定した額を当該被保険者の報酬月額で除して得た数	算定した額を当該被保険者の合算報酬月額で除して得た数	24/7/17
57	問題138 (R01-1C改) の解説、上から 1 行目	法42条3項。	法43条2項、3項。	24/4/17
59	問題145 (R03-2B) の解説、上から 3 行目	算の基礎もって計算の基礎とされる。	算の基礎とされる。	24/4/17
67	問題169 (R03-8D) の解説、上から 1 行目	法46条7項ほか。	法46条6項ほか。	24/4/17
81	問題209 (H27-9A改) の解説、上から 1 ~ 2 行目	法附則21条1項1号ほか。設問の支給停止後の年金月額は、「195,000円」となる。	法附則21条1項1号ほか。	24/5/15
103	問題272 (R03-57) の解説、上から 2 行目	保険料免除金又は	保険料免除期間又は	24/5/15
195	問題9 (R04-選) の選択肢	⑨ 月額2万円	⑨ 月額5千円	24/3/14
196	解答9 (R04-選)	D ⑨ 月額2万円	D ⑨ 月額5千円	24/3/14
	解答9 (R04-選) の解説、下から10行目	支給停止額は月額2万円 ((41万円+10万円-47万円) ×	支給停止額は月額5千円 ((41万円+10万円-50万円) ×	24/3/14

社会保険一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
37	問題98 (H30-7B) の解説、上から 3 ~ 4 行目	あらかじめ、関係市町村（ 保険者協議会 が組織されている都道府県にあっては、 関係市町村 及び 保険者協議会 ）に協議しなければならない。	あらかじめ、関係市町村及び 保険者協議会 に協議しなければならない。	24/5/15
49	問題137 (R01-7B) の解説、上から 1 行目	介保法24条 1 項設問のとおりである。	介保法24条 2 項。設問のとおりである。	24/5/15
69	問題198 (R02-6B) の解説、上から 1 行目	確定給付企業年金法56条 2 項。	確定給付企業年金法55条 2 項。	24/5/15

令和 3 年

★本テキストは【2024年合格目標】キックオフ社労士カリキュラムだけに付属するものです。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	Aの選択肢	① 25歳以上50歳未満 ② 30歳以上60歳未満 ③ 35歳以上50歳未満 ④ 35歳以上55歳未満	① 昭和48年 4月 2日から昭和58年 4月 1日までの間に生まれた者 ② 昭和43年 4月 2日から昭和58年 4月 1日までの間に生まれた者 ③ 昭和38年 4月 2日から昭和63年 4月 1日までの間に生まれた者 ④ 昭和43年 4月 2日から昭和63年 4月 1日までの間に生まれた者	23/2/2
16	正解 A	④ 35歳以上55歳未満	④ 昭和43年 4月 2日から昭和63年 4月 1日までの間に生まれた者	23/2/2
	解説 2段落目の 2 ~ 3 行目	就職氷河期世代（ <u>35歳以上55歳未満</u> ）の不安定就労者	就職氷河期世代（ <u>昭和43年 4月 2日から昭和63年 4月 1日までの間に生まれた者</u> ）の不安定就労者	23/2/2
92	肢 B の解説	（法61条の 4 第 4 項）「休業開始時賃金日額」とは、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、「当該被保険者が育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして算定される」となる賃金日額に相当する額をいう。	（行政手引159535、法61条の 7 第 6 項）休業開始時賃金日額の算定に当たっては、賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの間を 1 か月として算定し、当該 1 か月間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月を完全賃金月として、休業開始時点から遡って直近の完全賃金月 6 か月の間に支払われた賃金の総額を 180 で除して得た額を算定することとされている。	23/12/12
	肢 C 解答	法61条の 4 第 5 項。	法61条の 7 第 6 項。	23/12/12
102	肢 C の解説 2 ~ 3 行目	令和 3 年度の保険料算定基礎額の見込額（3,500万円）	令和 3 年度の保険料算定基礎額の見込額（3,600万円）	24/1/15
114	肢ウの解説	設問のとおりである。設問の中小事業主とは、その資本金の額又は出資の総額が 3 億円、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 5,000 万円、卸売業を主たる事業とする事業主については 1 億円以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が 300 人、小売業を主たる事業とする事業主については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 100 人以下である事業主をいう。	設問のとおりである。中小事業主については、令和 4 年 4 月 1 日から設問の義務規定が適用されている。	23/2/2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
123	問題文Cの2行目	の一方は、市町村が第1号被保険者	の一方は、市町村（特別区を含む。）が第1号被保険者	23/2/2
124	肢Cの解説1行目	配偶者の一方は、市町村が第1号被保険者たる	配偶者の一方は、市町村（特別区を含む。）が第1号被保険者たる	23/2/2
134	肢Cの解説2行目	ついでに、国庫補助が行われている。	ついでに、国庫補助が行われている。	24/2/15
156	肢Bの解説2～3行目	計算の基礎もって計算の基礎とされる。	計算の基礎とされる。	24/4/17
164	肢Aの解説1～2行目	保険料免除金又は	保険料免除期間又は	24/5/15
172	肢D解答	法46条7項ほか。	法46条6項ほか。	24/4/17

令和4年

★本テキストは【2024年合格目標】キックオフ社労士カリキュラムだけに付属するものです。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	選択肢の①～④	① 2.0 ② 2.3 ③ 2.5 ④ 2.6	① 2.5（令和8年6月30日までの間は2.3） ② 2.7（令和8年6月30日までの間は2.5） ③ 2.8（令和8年6月30日までの間は2.7） ④ 2.9（令和8年6月30日までの間は2.8）	24/3/14
16	解答A	② 2.3	② 2.7（令和8年6月30日までの間は2.5）	24/3/14
	解説、上から6行目	業に対する法定雇用率は2.3パーセント	業に対する法定雇用率は2.7（令和8年6月30日までの間は2.5）パーセント	24/3/14
27	選択肢の⑨	⑨ 月額2万円	⑨ 月額5千円	24/3/14
28	解答D	⑨ 月額2万円	⑨ 月額5千円	24/3/14
29	解説、上から2行目	支給停止額は月額2万円（(41万円+10万円-47万円) ×	支給停止額は月額5千円（(41万円+10万円-50万円) ×	24/3/14
43	肢Eの解説、2～5行目	36協定は、事業場単位で締結し、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出こととされているが、一定の要件を満たす場合は、各事業場の36協定を、本社の使用者が一括して届け出ることができる。	なお、36協定は、事業場単位で締結し、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出こととされているが、一定の要件を満たす場合は、各事業場の36協定を、本社の使用者が一括して届け出ることもできる。	23/12/12
48	肢Bの解説、2行目	9月1日から9月15日まで	9月2日から9月15日まで	23/9/14
126	肢B解答	B ○（法5条3項）	B ○（法5条3号）	24/3/14
129	肢Dの下から2行目	政令で定めるところにより、 <u>私人</u> に委	政令で定めるところにより、 <u>地方自治法の規定により指定する者</u> に委	24/3/14

令和5年

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
57	問10肢Cの3～4行目	遅滞なく、 <u>所定の様式の定期健康診断結果報告書</u> を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	遅滞なく、 <u>電子情報処理組織を使用して</u> 、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。	24/7/17

2024総合講義 訂正情報

労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
81	「行政通達」1.「(3) 退職に関する事項」の3行目～5行目	労働者の利便性をも考慮し、所定労働時間を超える労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に	労働者の利便性をも考慮し、当該労働者に	23/9/14
344	「労働条件の明示事項と就業規則の記載事項の比較表」の「絶対的明示事項」の列	②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (H25)	②有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (通算契約期間 (労働契約法第18条第1項) 又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。) * (H25) 改正	23/7/6
	「労働条件の明示事項と就業規則の記載事項の比較表」の「絶対的明示事項」の列	③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (H21)	③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。) (H21) 改正	23/7/6
	「労働条件の明示事項と就業規則の記載事項の比較表」の下に追記	〈追記〉	※有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項については、「有期労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合」に限り、明示する義務があります。(則5条1項) (H25)	23/7/6
387	第64条の3の4行目	妊娠婦の妊娠、出産、育等に	妊娠婦の妊娠、出産、哺(ほ)育等に	24/3/14

労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
13	記憶のフックの下の*印の行	*台風等の災害時によく聞く「避難勧告」と「避難指示」ですが、災害対策基本法で「避難のための立退きの勧告」(避難勧告)と「避難のための立退きの指示」(避難指示)を区別しており、「避難指示」の方が強制力が強いのです。	(削除)	24/5/15
96	「〔1〕定期自主検査」の表、最下部の行	局所排気装置 (H30) 1年ごとに1回	局所排気装置 (H30) 1年以内ごとに1回	23/9/14

労働者災害補償保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
40	【改正の背景】の1行目	2021 (平成23) 年に	2011 (平成23) 年に	24/5/15

雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
245	「3. 具体的な事例」の原則と特例の図、赤枠内			24/5/15
268	「〔3〕高年齢者等に関する雇用安定事業」の下から7行目～12行目	<p>高年齢者（60歳以上65歳未満※）、母子家庭の母、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の就職困難者を、<u>公共職業安定所や職業紹介事業者等</u>の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、一定額が支給されるものである。</p> <p>※65歳以上の者を対象とする「生涯現役コース」もある。</p>	<p>高年齢者（60歳以上）、母子家庭の母、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の就職困難者を、<u>公共職業安定所や職業紹介事業者等</u>の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、一定額が支給されるものである。</p>	23/10/10
269	「〔6〕その他雇用安定事業」の開み内6行目～7行目	及び <u>中高年齢者等（40歳以上）の起業を支援するための中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）</u> 等がある。	及び <u>中途採用等支援助成金</u> 等がある。	23/10/10
273	「〔5〕公共職業訓練等の受講の奨励」の開み内7行目～8行目	に対して、必要な助成を行うことを行うことができる。	に対して、必要な助成を行うことができる。	24/7/17

労働保険徴収法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
59	下から2行目	第2種特別加入保険料率は、23の事業又は作業の	第2種特別加入保険料率は、25の事業又は作業の	24/2/15
158	「※事業主が労働協約～」の下の図			23/12/12
159	一番下の【具体例】	<p>建設の事業に係る日雇労働者 賃金の日額を1万円とする ↓ 印紙保険料分73円 一般保険料分40円 (= 1万円 × $\frac{4}{1000}$) } 計113円が控除される</p>	<p>建設の事業に係る日雇労働者 賃金の日額を1万円とする ↓ 印紙保険料分73円 一般保険料分70円 (= 1万円 × $\frac{7}{1000}$) } 計143円が控除される</p>	23/12/12

労働一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
282	【具体例】内、下から1～2行目	$(1,000 - 1,000 \times 25\%) \times 2.5\% = 19$ 人（18.75人）以上の障害者（当該障害者が短時間労働者でない重度障害者であれば10人）を雇用しなければならない。	$(1,000 - 1,000 \times 25\%) \times 2.5\% = 18$ 人（18.75人）以上の障害者（当該障害者が短時間労働者でない重度障害者であれば9人）を雇用しなければならない。	24/4/17

健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
156	「6 ■被保険者の保険料額」①、1の文末	以下同じ) 〈R3線〉	以下同じ) 〈R3選〉	24/5/15

厚生年金保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
25	「3 ■適用除外Ⅱ 短時間労働者に対する適用」①の7行目	(1)から(4)までのいずれか	(1)から(3)までのいずれか	24/5/15
238	一番下の「Column」内、下から1行目	実務では「先立て方式」と呼びます。	実務では「先充て方式」と呼びます。	24/4/17

社会保険一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
41	一番下の「記憶のフック」内、下から2行目	結局、財政安定化基金には合わせて50億円の金銭が残ることになります。	〈削除〉	24/4/17
74	「〔4〕疾病任意継続被保険者の資格喪失（法14条）」の上から1行目	次の①から⑥のいずれか	次の①から⑦のいずれか	24/4/17

2024基礎講義 訂正情報

健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
65	「出産育児一時金」の上から3行目	40万8千円	48万8千円	23/10/10

2024過去問マスター答練 訂正情報

令和2年

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
116	解答B	(確定給付企業年金法56条2項)	(確定給付企業年金法55条2項)	24/5/15

令和3年

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
164	肢アの解説1~2行目	保険料免除金又は	保険料免除期間又は	24/5/15

2024中上級オリジナル問題集 訂正情報

労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日	
49	問95 (H23-4B) の解説	法35条2項、則12条の2第2項。設問は「変形休日制」に関する規定であり、起算日からの4週間ごとに4日以上の休日が与えられていれば、労働基準法35条に違反しない。変形休日制は、事業規模・業種を問わず採用できるが、1年単位の変形労働時間制においては採用することができない。なお、1日の所定労働時間を短くすれば、48日間連続勤務をさせることも可能となるため、変形休日制の起算日を明らかにし、労働者に周知させることが必要である。	法35条2項、則12条の2第2項。設問は「変形休日制」に関する規定であり、起算日からの4週間ごとに4日以上の休日が与えられていれば、労働基準法35条に違反しない。		24/7/17

労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
26 27	問53 (H22-10A) の問題及び正誤、解説	事業者は、労働者を雇い入れたときは、労働安全衛生規則に定める事項について安全衛生教育を行わなければならぬが、業種が燃料小売業である場合は、雇い入れた労働者すべてを対象として、①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること、②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること、③作業手順に関すること、④作業開始時の点検に関することについては安全衛生教育を省略することができる。 × 法59条1項、令2条2号。 (以下省略)	〈削除〉	24/2/15

雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
9	問23 (H22-1D) の正誤及び解説	○ 法4条1項、法6条2号、行政手引20303、行政手引20553。設問の通り正しい。	✗ 法6条4号、則3条の2、行政手引20303。設問のようないわゆる昼間学生は、一定の者を除いて被保険者とならない。	23/12/12
26 27	問66 (22答-3A) の問題及び正誤、解説	療養補償給付たる療養の給付を受ける労働者は、当該療養の給付を受ける指定病院等を変更しようとするときは、所定の事項を記載した届書を、新たに当該療養の給付を受けようとする指定病院等を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。 ✗ 則12条3項。 (以下省略)	〈削除〉	24/1/15
44	問112 (22答-5C) の上から2行目	日雇労働者でなくなり、その日	日雇労働者でなくなり、その翌月	23/12/12

労働保険徴収法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
54 55	問117 (H22-雇8B) の問題及び正誤、解説	労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している場合であって、免除対象高年齢労働者を使用しない事業については、雇用保険の被保険者は、一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から、その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額の2分の1を負担することとされている。 ○ 法31条1項。設問の通り正しい。 (以下省略)	〈削除〉	24/2/15

健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
41	問91 (模21-4D) の正誤	○	✗	24/1/15

国民年金法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
6 7	問12 (H22-7B) の問題及び正誤、解説	<p>日本国内に住所を有しない20歳以上60歳未満の在外邦人で任意加入していない者が第2号被保険者の被扶養配偶者になったときは、その日に第3号被保険者の資格を取得する。</p> <p>○ 法7条1項3号、法8条5号。設問のとおり正しい。 (以下省略)</p>	〈削除〉	24/3/14
25	問61 (模21-7B) の正誤	○	×	24/3/14

厚生年金保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	問31 (模21-3A) の正誤	○	×	24/3/14
50	問103 (模21-9A) の問題、3～4行目	が240月以上あるものとし、その全額を支給停止されているものを除く。) の支給を受けることができるときは、	が240月以上あるものとし、その全額を支給停止されているものを含む。) の支給を受けることができるときは、	24/7/17
52	問107 (H22-2E) の問題、3～4行目	老齢厚生年金 (その全額が支給を停止されているものを除く。)	老齢厚生年金	24/5/15
73	問157 (模21-6C) の解説、8～10行目	くなったときは、被保険者の死亡の当時 (夫、父母又は祖父母が遺族厚生年金の受給権を取得した当時) 55歳以上であったときを除き、遺族厚生年金の受給権は消滅する。	くなったときは、55歳到達以後であっても、遺族厚生年金の受給権は消滅する。	24/7/17
75	問158 (H23-3A) の解説、8～10行目	当該受給権者がその権利を取得した当時55歳以上であるときを除き、消滅するとされている。	55歳到達以後であっても消滅するとされている。	24/7/17

2024模擬試験 訂正情報

解説冊子

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
174	問3 Eの解説、表左列2行目	法定免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除	全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除	24/7/17